

令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年12月9日（木） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 4名

- | |
|-------------|
| 事務局 長 佐山 佳明 |
| 事務局次長 小川 史江 |
| 主任主事 山田 亮 |
| 主任主事 田中 絵美 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農用地利用集積計画について	3件
議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
議案第4号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について	1件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について	2件
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について	8件
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件
報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	1件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足

数に達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

9番、時田 将委員、

10番、山田 芳裕委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。

鈴木有光班長より総括的な報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長

浅海 議長 1番、鈴木有光班長

鈴木 班長 1班の現地調査の報告をいたします。

12月2日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について3件、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について1件の計5件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、親子間で農地の贈与を行うことで農業経営の継承を図るものです。

申請地は、畑5筆、合計面積3,802平方メートルです。

営農計画は、大根や里芋、筍などの栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は3.2ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は4名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

浅海 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑5筆、合計面積3,802平方メートルの普通畑及び竹林として管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、事業の目的と計画について改めて説明させた後、営農後3年間は農地転用できないことを伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、飯田展久推進委員の退席を求めます。

(飯田委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事
山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。
議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。
本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年11月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。
計画は、畑2筆、合計面積4,466平方メートルの内、4,028.46平方メートルの農地に、新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。
また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。
以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。
大山 委員 議長
浅海 議長 大山貴推進委員
大山 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。
現地は、畑2筆、合計面積4,466平方メートルの内、4,028.46平方メートルの梨畑です。
本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。
調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。
それでは質疑に入ります。
(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。
浅海 議長 それでは、採決をいたします。
審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。
浅海 議長 飯田展久推進委員の除斥を解きます。
(飯田委員着席)

浅海 議長 続きます。議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年11月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積2,227平方メートルの農地に、新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

浅海 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑2筆、合計面積2,227平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年11月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積4,011平方メートルの農地の賃借権の更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

板橋 委員 議長

浅海 議長 7番、板橋睦男委員

板橋 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3の調査報告をいたします。

現地は、畑4筆、合計面積4,011平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農地法雄規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積1,416平方メートルです。

当該地は、平成29年2月7日に相続で取得した農地です。

また、申請理由は、地目変更です。

当該地は、昭和45年4月23日撮影の航空写真により20年以上前から宅地の状態であったことが確認できます。かつ、この間農地法第51条の違反転用に対する処分も受けていません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

浅海 議長 3番、古川和昭委員

古川 委員 議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1を報告いたします。

事務局において書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積1,416平方メートルで、現況は宅地となっていました。

転用後20年以上経過していることが、本証明の条件であります。事務局説明のとおり条件を満たしていることは明らかであります。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われ。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、承認することにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号については可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の

面積) について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について、をご説明いたします。

下限面積は、農地法第3条により農地の所有権移転や貸し借りを行う場合、譲受人の資格要件として、北海道を除き、取得後の農地面積の合計が50アール以上でなければならないとされています。

この下限面積にとらわれず、別段の面積を設定する場合は、農地法施行規則第17条第1項に基づき、自然的、経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること、定めようとする面積未滿での営農者が設定地域内の40%を下らないことと規定されています。

また、規則第2項では遊休農地が多い場合に新規就農促進の必要性がある場合の特例が規定されています。

なお、下限面積につきましては、国からの通知により、毎年設定又は修正の必要性を検証し審議することとされています。

当市の状況は、第1項につきましては、市内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が、全農家の約7割を占めており、また、第2項につきましては、市内の遊休農地率が0.9%と低い現状にあります。

このことから、昨年に引き続き、対象地区を市内全域とし、下限面積を50アールとして別段の面積設定は必要ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

浅海 議長 それでは質疑に入ります。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第4号について、承認することにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第4号については可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告案件を上程いたします。

第1号から第6号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局に報告をお願いします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして議案書8ページから10ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について8件の合計10件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告第5号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第6号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、宅地となっていたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長 以上で、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和4年 1月 7日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕